

令和8年度から適用される主な税制改正等について

※改正は令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度の個人住民税に適用されます。

給与所得控除の見直し

給与収入から給与所得を算出する際に、給与収入から控除する「給与所得控除」について、最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。下表のとおり、給与収入金額190万円までについて、給与所得控除額65万円が適用されます。

給与所得控除の見直し

給与収入額	給与所得控除額	
	現行	改正後
1,625,000円以下	55万	
1,625,000円超 1,800,000円以下	給与収入額 × 40% - 10万円	65万円
1,800,000円超 1,900,000円以下	給与収入額 × 30% + 8万円	
1,900,000円超	改正なし	

(注釈)給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円(改正前:55万円)に引き上げられます。

各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件などが引き上げられます。

所得要件の改正

扶養親族等の区分	所得要件	
	現行	改正後
扶養親族		
同一生計配偶者	48万円以下	58万円以下
ひとり親の生計を一にする子		
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超 133万円以下	58万円超 133万円以下
勤労学生	75万円以下	85万円以下

大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の新設

年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の生計を一にする親族(これを特定親族といいます)を有する場合には、所得割の納税義務者が「特定親族特別控除」を受けることができます。ただし、特定親族が配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者に該当する場合は、特定親族特別控除の適用を受けることはできません。

特定親族特別控除を適用する場合は、下表のとおり特定親族の合計所得に応じて控除額が変わります。

特定親族特別控除額

特定親族の合計所得金額(収入が給与だけの場合の収入金額)				特定親族特別控除額 [※]
58万円超	85万円以下	(123万円超	150万円以下)	45万円
85万円超	90万円以下	(150万円超	155万円以下)	
90万円超	95万円以下	(155万円超	160万円以下)	
95万円超	100万円以下	(160万円超	165万円以下)	
100万円超	105万円以下	(165万円超	170万円以下)	
105万円超	110万円以下	(170万円超	175万円以下)	
110万円超	115万円以下	(175万円超	180万円以下)	
115万円超	120万円以下	(180万円超	185万円以下)	
120万円超	123万円以下	(185万円超	188万円以下)	3万円

※住民税の金額のみ記載しています。

子育て支援に関する政策税制

住宅ローン控除について

子育て世帯・若者夫婦世帯(次の1から3までのいずれかに該当する者)が、認定住宅等の新築等をして令和7年中に居住の用に供した場合、令和6年度と同様の借入限度額が適用されます。

【子育て世帯・若者夫婦世帯】

- 年齢が40歳未満であって、配偶者を有する者
- 年齢が40歳以上であって、年齢が40歳未満である配偶者を有する者
- 年齢が19歳未満の扶養親族を有する者

借入限度額

新築・買取再販住宅		認定住宅 (認定長期優良・認定低炭素)	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	子育て・若者夫婦世帯	5,000万円	4,500万円	4,000万円
	それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

新築住宅の床面積要件の緩和

新築住宅の床面積要件を40m²以上に緩和する措置(合計所得金額1,000万円以下の年分に限る。)について、建築確認の期限が令和7年12月31日(改正前:令和6年12月31日)までに延長されます。

(参考)所得税の改正について

所得税の改正内容については国税庁のホームページをご参照ください。